



Paternity Testing Corporation

親子 DNA 鑑定インフォームドコンセント (裁判用)

1. はじめに

パタニティテストングコーポレーション（以下、「当社」という。）が行う親子DNA鑑定（裁判用）は、対象となる子供とその父親とされる男性（または母親とされる女性）との間に生物学的な親子関係が存在しているかを検査し、判定します。この鑑定を行うために必要となる書類作成・サンプル採取は、全て第三者の立会いの下で行わなければなりません。また鑑定を進めるにあたり、被検者はこの説明文の内容を十分に理解する必要があり、同意して頂かなければ鑑定を行うことは出来ません。必ず全文お読みください。

2. 当社委託立会人及び立会業務について

- ① 当社では全国各地において、各地域に所在する「弁護士」「行政書士」「司法書士」等の方々に立会業務を委託しています。彼らは被検者全員の身分確認・同意書への署名捺印・申込用紙への記入指導・指紋採取・サンプル採取・写真撮影まで、立会業務すべてを厳しいガイドラインに沿って行います。立会人は立会業務遂行を目的としているため、被検者から直接当社へ要望がない限り、検査結果を知ることはありません。
- ② 1回の立会いにつき11,000円が発生し、立会当日に被検者は直接立会人へお支払い頂きます。被検者側の都合で、同日数時間差で2回にわたり立会を依頼する場合の立会料金考慮については、被検者から直接立会人へ交渉して頂きます。
- ③ 採取したサンプルは立会人がレターパックにて当社へ発送します。この発送代金はお客様負担となり、立会料金支払い時に立会人へお支払頂きます。
- ④ 立会場所は基本的に立会人の指定する場所（主に立会人の事務所）となります。被検者側の都合により立会人の指定する場所へ出向く事が出来ない場合は出張を依頼することが出来ます。この場合、交通費及び日当として上限11,000円を立会人へお支払い頂きます。詳しい料金については直接立会人と交渉して頂きます。
- ⑤ 立会日程が決定した後に鑑定のキャンセルを申し出た場合、立会人に対してキャンセル料が発生します。立会予定日より1週間以上前でのキャンセルについては5,500円、立会予定日より前1週間以内でのキャンセルについては11,000円を当社へ前払いして頂いた鑑定料金より差し引き、当社より立会人へお支払い致します。
- ⑥ 被検者に弁護士がついている場合、その弁護士が立会業務を遂行することが出来ます。その場合の立会料金や交通費及び日当料金の指定はなく、これらの金額を該当弁護士は自由に決定することが出来ます。

3. サンプルの郵送について

採取したサンプル及び必要書類は、立会人が当社へ発送し、当社は受け取ったサンプルを、アメリカ合衆国ミズーリ州に立地する自社研究所へ向けEMS国際スピード郵便にて郵送します。当社はすべてのサンプルを万全を期して発送しますが、まれに発送手続き後にトラブル（配送中の紛失や税関でのトラブル等）が発生する場合があります。これらのトラブルについては当社で責任を負うことは出来ません。しかしトラブル発生が確認できた時点でお客さまへ今後の対応などを連絡し、必ず最後まで鑑定を行います。これに関しての鑑定料金追加は一切ありません。

4. 検査方法

DNAを得るためのサンプル採取は、被検者全員が口腔内粘膜採取で行います。サンプルが研究所に到着後、まずPCR法と呼ばれる一般的な検査方法を行います。各被検者の16遺伝子座を計算し、子供が父親から引き継がれるべき遺伝子座を持っているかどうかにより鑑定を行います。検査中にDNAの突然変異などが原因で16遺伝子座の検査で当社が保証する値99.99%以上の結果が得られない場合には、更に詳しく検査を行う事の出来るRFLP法という検査方法へ切り替えます。RFLP法はPCR法に比べ時間を要しますが、はるかに強力な検査を行うことができ、より正確な検査結果を得ることが出来ます。このような場合において実施するRFLP法に係る費用の追加は一切なく、99.99%以上の検査結果が得られるまで検査を続けます。

5. 検査結果

この鑑定の検査結果は、基本として「親子である確率が99.99%」と「親子である確率が0%」のどちらかです。書類による結果通知では、結果報告書と共に申込用紙及び写真のコピーが添付されます。この結果通知書類は公的に使用でき、裁判所などの公的機関へ提出することが出来ます。また被検者からのご要望があれば、必要部数を無償で発行します。

6. 検査結果通知方法

検査結果は、原則として鑑定のサンプル提供者のみにお伝えします。基本的にはお申し込みをされた被検者へ結果通知を行います。申込者以外の被検者から当社へ直接ご要望があれば、その被検者へも検査結果を通知します。検査結果を知ることは被検者の権利であり、被検者同士でそれを阻止することは出来ず、当然ながら検査結果を偽造することもできません。また被検者から直接当社へご要望があれば、立会を行った立会人へ結果を通知することも出来ます。

通知方法としては「書類の簡易書留郵便」「電話での口頭通知」「メールによる通知」などから選択することが出来ます。これらは併用することができ、それによる料金追加は一切ありません。その他被検者からの要望があれば、可能な限りお応えします。

7. オプションについて

親子DNA鑑定では、以下のオプションを利用することが出来、利用の際には追加料金が発生します。

① 翌日検査結果

サンプルが研究所に到着した日の翌日に検査結果を出すことが出来ます。研究所までの配送期間は含まれません。料金は11,000円で、鑑定料金へ加算されます。ただし必ず翌日に検査結果が出るという保証はありません。もし研究所の都合で翌日に検査結果が出せない場合は、お支払い頂いた11,000円を返金させていただきます。

② 当日検査結果

サンプルが研究所に到着した日に検査結果を出すことができます。研究所までの配送期間は含まれません。料金は88,000円で、鑑定料金へ加算されます。ただし必ず当日に検査結果が出るという保証はなく、もし研究所の都合で当日に検査結果が出せない場合は、お支払い頂いた88,000円を返金させていただきます。

③ FedEx

配送期間を少しでも短くしたい場合に利用します。通常利用するEMS国際スピード郵便と比べ、2～4日程度の配送期間短縮が望めます。送料は11,000円で、鑑定料金へ加算されます。ただしFedExの利用をすることにより必ず被検者の希望通りの日程で配送されるという保証はありません。そのため、利用後に希望通りにならなかった場合でも送料の返金を行うことは出来ませんので予めご了承ください。

④ 検査結果報告書の原本提出

この検査において、提出される検査結果報告書はすべてコピーです。原本が必要である場合にはアメリカからの送料として2,000円が発生し、お申し出が必要です。原本はお申し出頂いてから約2週間前後でお客様に送付致します。

8. 鑑定料金及びお支払い方法

裁判用親子DNA鑑定の基本料金は46,200円です。基本料金に含まれる被検者数は「父親（男性）1名・母親（女性）1名・子（男女問わず）1名」の3名です。被検者数が基本人数より1名増えるごとに13,750円が追加人物料金として基本料金へ加算されます。また、鑑定料金には立会料金及びサンプルの配送料などは含まれません。立会料金については「2. 当社委託立会人及び立会業務について」をご覧ください。

鑑定料金は前払制です。お支払いは銀行振込またはクレジット決済から選択することができます。お支払いの際に発生する手数料は全てお客様負担となります。また立会人よりサンプル配送料を請求された場合は、請求額をお支払いください。

9. 鑑定のキャンセルにともなう返金について

被検者はいつでもこの鑑定をキャンセルすることができますが、キャンセルに伴う返金額は以下の通りです。また返金時に発生する手数料はお客様負担となります。

- ① 料金をお支払い後、立会日程が決定する前にキャンセルする場合、お支払い頂いた料金から事務手数料を差し引いた金額を返金致します。
- ② 料金をお支払い後、立会日程を決定した後にキャンセルする場合、お支払い頂いた料金から事務手数料と立会人へのキャンセル料（詳細は第2項「当社委託立会人及び立会業務について」をご覧ください。）を差し引いた金額を返金致します。
- ③ 料金をお支払い後、サンプル採取を終え、研究所でまだ検査が始められていない段階でキャンセルする場合、お支払い頂いた料金の半額と事務手数料を差し引いた金額を返金致します。
- ④ 料金をお支払い後、研究所でサンプルの検査が既に始まっている、または終えている段階でキャンセルをする場合、お支払い頂いた料金は全額返金できません。
- ⑤ 料金をお支払い後、サンプル採取も行わずに当社に何の連絡も無くそのまま3ヶ月を経過すると、お支払い頂いた料金の返金は致しません。

※事務手数料はお支払金額の30%です。

10. 予測されるメリットとデメリット

① 検査結果の重要性

この検査を受けることは、お客様にとって大変重要なものとなります。検査結果によっては予想外な事態や家族または親族とのトラブルのもとになる事も十分にあり得ます。予測される今後の事を十分に考慮した上で検査を行う必要があります。

② 検査の限界

当社の研究所では厳しいガイドラインに沿って鑑定が行われているため、片親のみの鑑定や、鑑定中に起こり得るDNAの突然変異があっても、親子DNA鑑定に関しては99.99%以上の保証をしています。しかし血縁関係内DNA鑑定において、検査に参加する親族の数や血縁関係の遠近によっては99.99%以上の保証は難しくなります。

③ 家庭用と裁判用

この親子DNA鑑定には家庭用と裁判用とがありますが、どちらも検査内容や精度は同じです。この2つの違いはサンプル採取時の状況であり、裁判用は第三者立会いの下で身分確認や指紋採取、写真撮影までを行わなければなりません。これにより裁判用で行った鑑定結果書類は裁判所や入国管理局などの公的機関への提出が可能となります。また家庭用では、被検者自身でサンプル採取を行って頂くために公的機関への提出は不可能となります。よって、将来この検査結果を公的機関へ提出すると予測されるのであれば、今現在必要でなくても初めから裁判用の検査を行うことをお勧めします。

④ 特殊サンプルについて

原則として、裁判用検査において特殊サンプルを利用することは出来ません。しかし例外として、特別な理由により弁護士や裁判所が特殊サンプルで鑑定を認めた場合は使用することが出来ます。

11. 検査前及び検査後の説明について

親子DNA鑑定やその他の遺伝子検査含め、被検者が検査前及び検査後に疑問や不安に思う事があれば、いつでも当社へご連絡ください。内容によっては研究所へ問い合わせる必要がある場合もあり、回答までに時間を要する場合がありますが、必ず被検者の納得のいくまで説明をさせていただきます。

12. 免責事項

この鑑定は、全てお客様の自己責任で行います。当社の明らかな過失が認められない事項（配送中に発生するトラブルやお客様側の過失が原因で発生するトラブルなど）について、当社は一切の責任を負いません。

13. 個人情報について

被検者が当社に提供した個人情報は、検査結果通知書や検査の目的にのみ使用されます。本人による申し出や行政機関による判決や命令などが無い限り第三者へ漏洩される事はありません。またこれらは一定の期間をもって完全消去されますが、被検者はいつでも当社へ個人情報の消去を要求することが出来ます。

以上

※親子DNA鑑定説明文の内容を十分に理解した上で、以下同意書へ署名・捺印をしてください。
※18歳未満のお子様については、保護者の同意の上で署名・捺印をしてください。

親子DNA鑑定同意書

私は、パタニティテストングコーポレーションが提供する親子DNA鑑定を依頼するにあたり、インフォームドコンセントの内容を十分に理解したうえで、私自身のDNAサンプル及び個人情報を提供する事へ同意します。

西暦 年 月 日

被検者名（母親）： ①

被検者名（疑父）： ①

被検者名（子供）： ①

被検者名（ ）： ①

被検者名（ ）： ①